

平成 29 年度

黒 部 市

健全化判断比率及び資金不足比率

審 査 意 見 書

黒部市監査委員

黒監第20号
平成30年8月28日

黒部市長 大野久芳 殿

黒部市監査委員 松田 章

黒部市監査委員 松野 優

黒部市監査委員 森岡 英一

平成29年度決算に係る黒部市健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成29年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

平成 29 年度黒部市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 29 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第3条第1項で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、財政健全化法第 22 条第 1 項で定める資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の概要

1 決算書類の受理

平成 30 年 7 月 30 日

2 審査の実施

平成 30 年 7 月 30 日

3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかに主眼をおき、関係職員からその内容を聴取して審査を実施した。

第 3 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率、資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

	平成 29 年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (※1)	13.0	20.0
連結実質赤字比率	— (※1)	18.0	30.0
実質公債費比率	12.0	25.0	35.0
将来負担比率	111.6	350.0	

(※1) 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されない。

(2) 資金不足比率

(単位：%)

	平成 29 年度決算	経営健全化基準
病院事業会計	— (※2)	20.0
水道事業会計	— (※2)	20.0
下水道事業会計	— (※2)	20.0
発電事業特別会計	— (※2)	20.0
簡易水道事業特別会計	— (※2)	20.0
地域開発事業特別会計	— (※2)	20.0
牧場事業特別会計	— (※2)	20.0
フィッシャリーナ事業特別会計	— (※2)	20.0

(※2) 資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

第4 審査の意見

平成 29 年度の黒部市健全化判断比率及び資金不足比率について、それぞれの指標は、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っている。

実質公債費比率は前年度に比べ 1.4 ポイント改善され 12.0%、単年度では 11.1% と地方債協議・許可制移行基準 18.0% 未満に適合するレベルとなっている。これは、地方債負担金が増となったものの、元利償還金や公営企業債償還繰入、債務負担行為の減額幅の方が大きくなつたことにより、前年度比 399 百万円の減少となつたためで、今後も注視していく必要がある。

将来負担比率は、公営企業債等繰入見込額や退職手当負担見込額が減となつたもの、地方債現在高や債務負担行為支出予定額が増となり、かつ控除する充当可能財源等は、充当可能基金や基準財政需要額算入見込額が減となつたことにより、前年度比 180 百万円の増加となり、前年比 1.3% 増の 111.6% となつた。

今後は、標準財政規模の推移や公債費等にかかる関連支出のより高度な分析を行い、高い水準で移行する市債残高及び公債費の管理には十分なる熟考を切願するものである。